

令和6年10月29日
防衛省

資料要求について

下記の通り提出致します。

記

提出資料： 防衛省広報アドバイザー・弘兼憲史氏に関して

(以上)

① 防衛省広報アドバイザーが誤情報を発信したという本事件について、防衛省としてどのような認識を持っているか。

○ 弘兼氏の連載内容について、防衛省としてお答えする立場になく、コメントは差し控えさせていただきます。

② 「辺野古新基地建設反対運動に関わる市民は日当を支払われている」という言説に関し、防衛省はどのような見解を持っているか。

○ お尋ねについては、防衛省としてお答えする立場になく、コメントは差し控えさせていただきます。

③ 広報アドバイザー、また弘兼氏に対し、防衛省は自らが進める施策、またそれに反対する市民の運動等について、レクチャー等を行うことはあるか。とりわけ、辺野古新基地建設反対運動や沖縄の平和運動について、レクチャー等は行っているのか。行っている場合、沖縄の運動に関してどのようなことを教えているのか。「運動に関わる市民は日当を支払われている」趣旨のことを伝えているのか。

○ 弘兼氏に対しては、防衛産業の現状や基盤強化施策に係る説明を実施しているが、その詳細なやりとりについては相手方との関係もありお答えすることは差し控えさせていただきます。

○ いずれにせよ、広報アドバイザーとして、これまで、普天間飛行場の代替施設を含め、弘兼氏との間で自衛隊施設や米軍施設に関する説明や意見交換の実績はない。

④ 本事件を受け、防衛省はどのような措置を執るのか。弘兼氏に対しては、指導や訓告、または広報アドバイザーからの解任等の処分を行う予定はあるのか。

○ 弘兼氏の連載内容については、防衛省としてお答えする立場になく、コメントは差し控えさせていただきます。なお、弘兼氏の防衛省広報アドバイザーの指定については、2025年5月31日までの指定で合意しているところ、現時点ではこれに変更はない。

令和6年10月29日
防 衛 省

⑤ 防衛省が広報アドバイザーに、基地問題を含め防衛省の施策に関連する内容についての表現や発信を依頼することはあるのか。今回の弘兼憲史氏の表現は完全に本人の事実認識の誤りによるものなのか、或いは防衛省から働きかけを受けこのような表現を行ったのか、どちらか。本事件の原因について、防衛省として内部調査を行う予定はあるのか。

- 弘兼氏に対しては、広報アドバイザーとして、これまで、普天間飛行場の代替施設を含め、自衛隊施設や米軍施設に関する説明や意見交換の実績はない。
- また、弘兼氏の連載内容については、防衛省としてお答えする立場になく、コメントは差し控えさせていただく。

⑥ 防衛省は広報アドバイザーに対し、報酬を支払っているのか。支払っている場合、その額・体系（日当か、月給か、出来高制か、等）を示されたい。

- 防衛省広報アドバイザーには、広報活動への協力に要した交通費等のほか、必要に応じて謝金（時給 20,900 円）もお支払いする場合もあるが、弘兼氏に対する支払いの実績はない。